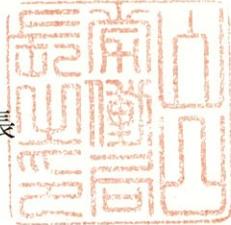




山口労発基 0406 第 5 号
令和 3 年 4 月 6 日

関係団体の長 殿

山口労働局長



情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者の健康診断の実施やその結果を踏まえた措置、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等、労働者の健康管理を効果的に行うためには、医師の医学的活動が不可欠であるため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）第 13 条の規定に基づき、事業者は、一定規模以上の事業場について、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等の事項を行わせなければならないこととされています。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施することへのニーズが高まっていること等を踏まえ、今般、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについて、その考え方及び留意すべき事項が示され、今般、別添のとおり都道府県労働局長あて通知されたところです。

つきましては、貴団体の傘下会員の皆様方に、別添の通知の内容を周知いただきたく、御協力を賜りますようお願い申し上げます。